

自立支援に資する地域ケア 個別会議マニュアル

2019年12月作成

木 更 津 市

1. 会議の目的・意義

前向きに、対等な関係で、その人の「したい暮らし」を共に考える場

- ・高齢者の生活行為の課題解決や状態の改善・自立支援の促進、ひいては高齢者の生活の質（QOL）の向上を目指すため、自立支援に資する地域ケア個別会議を実施する。
- ⇒多職種による、専門的な視点を活かした助言を踏まえ、助言者も含めた会議の参加者が、自立支援に資するケアマネジメントの視点や、それに即したサービスの提供等に関する知識・技術の習得（スキルアップ）が期待される。
- ⇒個別課題の解決をするとともに、地域課題の発見・解決、地域資源の開発等へと繋げる。

2. 開催頻度及び日程

- ・開催頻度 3ヶ月に1回
- ・日程 原則、第3火曜日13時30分から15時30分
ただし、会場や祝日等により開催日の前後はあります。

3. 参加者及び役割

(1) 事例提供者

参加者	出席者	役割
地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所	地域包括支援センター職員又は、介護支援専門員	事例の発表
サービス提供事業所	事例に対する介護サービス提供者	事例の発表

(2) 助言者

参加者	窓口となる団体	役割
薬剤師	君津木更津 薬剤師会薬業会	処方薬（重複・副作用等）や、服薬管理の観点から助言
理学療法士	君津地域 リハビリテーション 広域支援センター	基本動作能力の回復・維持・悪化防止の観点から助言
作業療法士		応用動作能力や、社会適応能力の回復・維持・悪化防止の観点から助言
管理栄養士	高齢者福祉課	食生活や栄養摂取等の観点から助言
歯科衛生士	千葉県歯科衛生士会	口腔衛生や、咀嚼機能等の観点から助言

(3) 事務局

参加者	団体
司会	木更津市福祉部高齢者福祉課地域包括ケア係
保険者	木更津市福祉部介護保険課
地域包括支援センター	中部・西部・南部・北部・富来田地域包括支援センター
生活支援コーディネーター	木更津市社会福祉協議会

4. 対象となる事例

総合事業対象者、要支援1、2の認定を受けている者のうち、骨折等の原因により改善の見込みが高い者であって、地域包括支援センターが地域ケア会議にかける事が相当と判断した事例。

5. 会議までの流れ

No	項目	内容	時期
1	事例の選定	地域包括支援センターは、地域ケア会議にかける事例を選定し、市に報告する。	25日前
2	依頼	市は、事例提供者へ事例提供を依頼する。	21日前
3	出席者の報告	事例提供者は会議の出席者を市に報告する。	14日前
4	使用様式の提出	市に使用様式を提出する。	14日前
5	資料の作成	市は、個人を特定できる情報（氏名、住所、電話番号等）をマスキングし、資料を作成し会議の参加者へ郵送または持参により配付。	10日前～5日前
6	事例の読み込み	参加者は、資料を会議当日までに読み込む。	～会議当日
7	会議の出席	参加者は資料を持参し、定刻の5分前までに来場する。	会議当日
8	資料の回収	会議の終了後、市は資料を回収する。	会議当日

6. 1事例当たりのタイムスケジュール

項目	時間目安	発言者	内容
開会	3～5分	司会者	開会挨拶・注意点・資料確認等
事例概要説明	4～6分	ケアプラン作成者	資料を用い、基本情報、生活行為課題現在の状態に至った個人因子・環境因子、それを踏まえたケアプランの説明 助言をいただきたい項目・内容を説明
事例概要説明	4～6分	介護サービス提供者	事例への支援内容・方針について説明
質問助言	10～20分	事務局及び助言者	事例概要説明に対する不明点の確認、質問及び助言
まとめ	2～4分	司会者	事例提供者が取り組むべき点等について、説明

※会議については、慣れるまで1事例あたり40～50分を目安とします。

7. 使用様式

(1) 事例提供者（ケアマネジャー）が準備をするもの

- ①利用者基本情報
- ②基本チェックリスト
- ③興味関心チェックリスト
- ④課題整理総括表
- ⑤介護予防サービス・支援計画表（ケアプラン）
- ⑥主治医意見書
- ⑦その他、地域ケア会議で必要と判断したもの

(2) 事例提供者（サービス提供事業者）が準備をするもの

- ①個別援助計画

8. 会議参加者の心構えと注意点

(1) 事例提供者

- ①会議は、傍聴者も含めOJTの場という意識を持って参加してください。
- ②自立支援に資するケアの提供について助言の土台となりますので、ポイントを絞って、簡潔に発表できるよう心掛けてください。
- ③資料のどの部分を説明しているか等、参加者に対してわかりやすく説明するように心掛けてください。
- ④専門用語はできる限り避け、わかりやすい表現を心掛けてください。

(2) 助言者

- ①会議は、傍聴者も含めOJTの場という意識を持って参加してください。
- ②専門用語はできる限り避け、わかりやすい表現を心掛けてください。
- ③助言や説明はポイントを絞って、短時間で説明してください。
- ④何を伝えたいのか、論点を明確にし、具体的かつ現実的な助言を心掛けてください。
- ⑤「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「どのように」するかを明確にした助言を心掛けてください。
- ⑥助言者として、威圧的にならないように配慮してください。
- ⑦良いと思われる支援内容については、何が良いかを具体的に伝え、会議に参加している者が共有できるように配慮してください。

(3) 傍聴者

- ①会議は、傍聴者も含めOJTの場という意識を持って参加してください。
- ②私語等は、会議の妨げになりますので、会議中は慎んでください。

9. 会議の傍聴について

会議は、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得する目的から、介護保険サービス等の関係者の傍聴を可とします。

<注意事項>

- ・配布された資料については、会議終了後、その場で回収します。
- ・傍聴を希望する場合は、会議の5日前までに、福祉部高齢者福祉課へ事前申込を行って下さい。
- ・個人情報扱う観点から一般市民の傍聴は認めないこととします。

10. その他

本会議で検討した事例については、半年後を目安にモニタリングを実施。

<参考資料>

厚生労働省ホームページ内

自立支援のための地域ケア会議手引き

【ホーム → 政策について → 分野別の政策一覧 → 福祉・介護 → 介護・高齢者福祉 → 介護予防 → 3 介護予防活動普及展開事業（平成28年度～）】

- ・専門職向け手引き
- ・事業所向け手引き

<参考>

①「自立支援」とは

- ・高齢者一人一人が、住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援すること。
- ・元気な方に対しては、その状態を引き続き維持できるように支援し、介護を必要とする方に対しては、その状態の改善・悪化防止に向けて支援すること。この考え方は、介護保険法でも謳われている。

【参考：介護保険法抜粋】

第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条（介護保険）

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（略）

第四条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

②会議の根拠

介護保険法第115条の48に規定された、高齢者の介護予防・自立支援のための、専門職・地域関係者等により構成される会議。(地域支援事業)

【参考：介護保険法抜粋】

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。



発行 〒292-8501

木更津市朝日3-10-19

木更津市役所 福祉部 高齢者福祉課

TEL : 0438-23-2630

Mail : kourei@city.kisarazu.lg.jp